

平成 25 年 9 月 20 日
海事局船舶産業課

常石造船（株）多度津工場の分社化に係る事業再構築計画の認定について

国土交通省は、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（以下「産業活力再生法」）に基づき、常石造船（株）多度津工場の分社化に係る事業再構築計画を認定しました。

今回の認定により、常石造船（株）及び分社化された多度津造船（株）は、登録免許税の軽減等の支援措置を受けることが可能となります。

常石造船（株）は、今回の分社化によって、建造する船種の選択と集中により開発に要する期間とコストの削減を行い、国際的なコスト競争力を持つ新商品をスピードを持って市場投入できる体制を確立すること等を計画しています。

国土交通省としても、産業活力再生法による支援が、常石造船（株）及び多度津造船（株）の競争力強化の一助となることを期待しています。

1. 事業再構築計画の期間

平成 25 年 9 月 17 日から平成 26 年 12 月末日まで

2. 申請者の概要

名 称： 代表取締役社長 川本 隆夫

資 本 金： 1 億円

代 表 者： 常石造船株式会社

本社所在地： 広島県福山市沼隈町常石 1083 番地

【添付資料】

認定事業再構築計画の内容の公表（様式第三（法第 5 条関係））

【問い合わせ先】

海事局船舶産業課

担当： 日詰、浦木

代表： 03-5253-8111（内線 43-638, 43-627）

直通： 03-5253-8634

Fax： 03-5253-1644